新潟県条例第29号

新潟県地域自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例

新潟県地域自殺対策緊急強化基金条例（平成21年新潟県条例第38号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改　　正　　後	改　　正　　前
附　則 1　（略） 2　この条例は、<u>平成28年12月31日</u>限り、その効力を失う。 3　（略）	**附　則** 1　（略） 2　この条例は、<u>平成27年12月31日</u>限り、その効力を失う。 3　（略）

附　則

この条例は、公布の日から施行する。